議 案 第１２号

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第11条第２項各号列記以外の部分中「100分の126.25」を「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」に改める。

第12条第２項中「100分の106.25」を「、６月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75」に改める。

第２条　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」を「100分の127.5」に改める。

第12条第２項中「、６月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75」を「100分の107.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当等の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（令和８年12月の支給に係る期末手当等の額の特例）

４　改正後の条例第11条第１項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和８年12月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第11条第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは、「100分の126.25」とする。

５　改正後の条例第12条第１項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和８年12月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の条例第12条第２項の規定の適用については、同項中「100分の108.75」とあるのは、「100分の106.25」とする。

（委任）

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。